



と伺いました。年度更新の手続きについて教えてください。

**Q** 昨年会社を新規設立し、従業員を採用したことから、労働保険の加入手続きをしました。その際、今後は毎年、年度更新手続きが必要だ

**A** 労働保険に加入済の事業主は法人、個人を問わず、毎年「年度更新」の手続きが必要で

立し、従業員を採用したことから、労働保険の加入手続きをしました。その際、今後は毎年、年度更新手続きが必要だ



## 労働保険は毎年「年度更新」が必要です！

確定保険料の申告・納付で、保険料を算定します。と、②当年度の概算保険料の申告・納付をしていただきます。これが「年度更新」で、毎年6月1日から7月10日までの間に手続きを行わなければなりません。

労働保険料は、パート・アルバイトなどを含むすべての労働者に支払った賃金を基に算定します。基本給、役職手当、扶養手当、賞与等の就業規則（賃金規程）等に基づき支払うことが明確なものが算定対象となります。算定対象となる賃金総額に、事業に応じて定められた保険料率を乗じ

ます。また、会社役員の方は原則、労働保険の対象とはなりません。

年度更新にかかる不明な点については、鳥取労働局総務部労働保険徴収室にお問い合わせください。

鳥取労働局総務部労働保険徴収室

電話0857(29)1702

ホームページ <http://totto.ri-roudoukyoku.jst.go.jp/>

ri-roudoukyoku.jst.go.jp

w.go.jp/